

## 民進党政権の「人権外交」 —逆境の中でのソフトパワー外交の試み—

佐藤 和美

はじめに

第1節 背景

第2節 民進党政権の人権政策と人権外交

第3節 人権外交の推進機関

第4節 人権外交政策

第5節 人権政策と人権外交の成果

結びにかえて

(要約)

2000年に始まる民進党政権は、対外政策の新機軸として「人権外交」を開始した。本稿は、その活動内容と意義、制約を考察するものである。民進党政権の人権外交は、人権問題をテーマとした第2トラック外交の開拓であると同時に、欧米諸国、特にアメリカと人権基準を共有しない中国に対抗する「人権社会」台湾をアピールするという、ソフトパワーを駆使した外交である。

「国家人権委員会」の設立や「国際人権規約」の国内法化に際しては、政策推進の大きな障害としての与野党の対立が露呈された。また、中国の政治経済的な国際影響力の増大を前に、民進党政権の人権外交は制約を内包せざるを得ないことも否めない。その一方で、人権保障推進小組と総統府人権諮問委員会を通して意欲的な政策が推進された結果、国内人権状況においては改善がもたらされた。

はじめに

2000年に始まる民進党新政権は、それまでの李登輝時代の中心的な外交政策であった「実務外交」<sup>1</sup>を業務として継続するその一方で、民進党外交の新機軸として、人権外交、民主外交という、ソフトパワーを駆使した二つの外交政策を開始した。この二つの政策は、日本ではほとんど注目されてこなかったが、2000年に始まる民進党政権にとっては、国内外の変化に対応する上で、いくつかの重要な意味を持つ外交政策である。本稿は、人権外交、民主外交の2つの政策のうち、民主外交に関しては稿を改めて論じるとして、最初に手がけられた人権外交に焦点をあて、その内容、意義および制約を明らかにしたい。

一般に「人権外交」という言葉から連想されるのは、カーター政権下の1970年末ごろから本格化したアメリカの人権外交である。だが、民進党政権の人権外交はアメリカのそれとは異なる。アメリカにおける人権外交が、自由と民主主義、人権擁護という建国の理念に立脚した一つの道義的目標としての対外政策であるのに対し<sup>2</sup>、民進党政権の人権外交は、過去に党外勢力として人権民主運動を行ってきた党の歴史の延長線上に立ち、政府主導により台湾を人権社会としてさらに成熟させることで「人権立国」台湾を内外にアピールし、同時に、人権民主イシューを対外交流の第2トラックにしようという、いわば台湾の国際活動空間を拡大するための間接的な手段である。

人権民主イシューを外交政策の一つのツールとして用いるという考え方は、民進党政権に移ってから新しく生まれたものではなく、1990年代からすでにいくつかの文献の中で提唱されてき

た。その代表的な論者であり、後に外交部政務次長(2002-2006)に抜擢された高英茂<sup>3</sup>のほか、台湾大学政治学部教授の蔡政文<sup>4</sup>、ジャーナリストの俞雨霖<sup>5</sup>、さらに、行政院国家科学委員会がまとめた「中華民国外交政策之研究」<sup>6</sup>なども、台湾が国際活動空間を広げていく一つの手段として、また、中国に対する外交カードとして、台湾の民主化と自由経済を対外的にアピールすべきであることを政策方針の一つとして提言している。他方、第2トラック外交の代表的な論者である朱雲漢は、「民主」を第2トラックとした対外交流を行うことや、民主化支援団体を設立することなどを提言している<sup>7</sup>。

人権外交に関する限られた議論としては、1993年に民進党中央党部が出版した外交政策白書「独立自主的国际地位—民主進歩党的外交政策」<sup>8</sup>の中で、すでにその必要性に触れられている。同白書は、1989年の天安門事件により露呈された中国の人権侵害状況と台湾の政治改革と民主化とを比較対照することで、人権尊重が世界秩序を構築するスローガンとなった国際社会において、人権保障社会として成熟した台湾の国際的イメージが、対外政策推進に、特に米台関係強化に寄与することを指摘している。

しかし、これらの論考は、台湾の外交政策に関するマクロな視点からの議論の流れの中で、政府が採るべき政策の一つとしての人権民主外交を提言しているのであり、その具体的な効果や実施過程における制約などを詳細に分析するものではない。また、民進党政権による人権民主外交に関して詳しく考察した研究は、管見によればまだほとんど見られない。加えて、これらの文献が前提とする李登輝時代の外交論の主流である「実務外交」論は、国際経済分野において1980-90年代を通して台湾が中国に対して比較的優位な立場にあったことや、アメリカが曖昧な台湾海峡政策を通して自ら調停者となることを回避しながらも、兩岸関係の鍵を握る役割を採り続けてきたことなどが前提となっている。しかし、今日の中国経済の急激な発展は、台湾が自らの経済力を拠り所としてきた過去の外交術の転換の必要性を生じさせており、また、9.11同時テロ事件以降、アメリカの対外政策における中国の重要性が増していることなど、台湾をとりまく国際環境そのものが変容を見せつつある。このように、その前提となる内外環境が変化したことで、「実務外交」論を中心とするこれまでの台湾の外交政策論は、再検討の時期を迎えていると言える。本稿は、民進党政権による新しい外交形態である「人権外交」に関し詳しい考察を試みるにあたって、台湾の今後の外交はどうあるべきかという展望への一つの足掛かりを探りたい。

本稿の研究方法としては、文献やメディア報道の整理、分析を中心に行った。政策内容や関係機関の活動内容のほとんどは、最近では各ウェブサイトで公開されているため、最小限にまとめるに止め、関係者へのインタビュー、ならびに台北で開催された人権に関する会議への参加見学も同時に行うことで、政治的なレトリックを超えた政策の意義、問題点をできるだけ客観的に明らかにすることに努めた。

以下、第1節では、なぜ民進党政権が人権外交を始める必要があったのか、また、それほどのような意義があるのかを理解するため、米中台関係を中心とした対外情勢の背景説明を行うと同時に、人権外交を効果的にならしめる内外要因を探る。第2節では、民進党政権の人権政策、人権外交において目標とされた政策項目をまとめる。第3節では、人権政策の推進機関となっ

た人権保障推進小組と総統府人権諮問委員会に焦点をあて、その組織と活動の内容を整理する。第4節では、人権外交の柱とされた「国家人権委員会」<sup>9</sup>の設立と「国際人権規約」の国内法化がどのように推進されたか、あるいは推進されなかったか、その過程を明らかにする。第5節では、人権政策と人権外交の成果をまとめ、最後にそれらを踏まえて今後の課題を検討したい。

## 第1節 背景

まず、民進党政権がなぜ人権外交を始めたのか、また、それは外交としてどのような意義を持つのかを明らかにするため、①台湾の対外関係の要である米中台関係の変容と現状、②人権外交を有効ならしめる外在要因であるアメリカの人権民主へのコミットメントと米中の人権に対する見解の相違、③人権外交の効果を高める働きをする民進党が持つ人権民主のイメージ、という三つの観点から人権外交の背景を整理してみよう。

### 1. 米中台関係の変容と現状

台湾は1971年に国連代表権を喪失して以来、主要国と次々に断交したにもかかわらず、そのような政治的孤立が経済的孤立をも引き起こしたのではなく、むしろ、1970年後半からは「アジア NIEs (新興工業経済地域)」の一員として経済的な飛躍を果たすことで、また1990年代には半導体分野における主要サプライヤーのとしての役割を担うことで、経済実体としての国際的プレゼンスを維持拡大してきた。一方、中国の経済は、1970年代後半まで続いた文化大革命の影響を受け、1980年代においてはNIEsに大きな遅れをとっていたのであり、1990年代に入ってからもしばらくは発展途上国の地位からまだ完全には脱却していない状態であった。李登輝時代の「実務外交」の成功は、台湾が持つそのような経済力と中国の比較的弱い国際政治的な発言力に支えられてきたことになる。

しかし、2000年の民進党政権を迎えたのは、中国の急速な台頭の結果としての、中台間のパワーの変化と、米中関係を軸とした中台間の相対的關係の変化という、二つの側面におけるバランスシフトであった<sup>10</sup>。経済面においては、中国が「世界の工場」「世界の市場」として世界経済を徐々に吸引していくその一方で、台湾の経済成長は減速傾向を示し、また、台湾企業が生産拠点を中国へシフトさせた結果、国内経済の中国依存度が増加している<sup>11</sup>。軍事面においても、台湾の実質軍事費が減少しているその一方で、中国の軍事力の拡大化と近代化は加速されており、軍事格差が増大しつつある<sup>12</sup>。すなわち、経済軍事両面における兩岸のパワーのアシメトリーな構図が生じつつあるのが台湾海峡の現状である。

バランスシフトのもう一つの側面は、台湾が国際的活動を行うにあたって強力な支援者であるアメリカが、中国との関係を重視し始めていることである。冷戦最中の1979年、アメリカは中国との国交正常化を実現させたが、それは、大国としての中国の単独のプレゼンスをアメリカが強く意識した結果というよりは、米ソ対立の冷戦構造の枠組みの中での一つの決定であった。

一方で、アメリカは、同年に共和党議員が中心となって台湾との関係を規定する国内法である「台湾関係法」を制定しており、それは、台湾の経済的、地政学的な重要性がアメリカ側に認識されたからに他ならない<sup>13</sup>。

しかし、21世紀に入り、アメリカの対外政策における中国の重要性は急増する。経済面においては対中貿易額や投資額の急増<sup>14</sup>からも米中経済関係の強化が顕著に見られるし、加えて、米国政府にとって、テロ対策、拡散防止問題、エネルギー問題など様々な国際問題における中国政府からの協力は必須である。こうした状況は、米国が対中政策を優先するあまり台湾への支持を放棄するという状態をもたらすには至らないが、必然的に、アメリカ政府の対外意識における台湾の政治経済的存在の相対的な低下と、敏感な台湾問題によって中国を極度に刺激することを回避したいという姿勢を招くことになる。

## 2. 人権イシューにおけるアメリカのコミットメントと米中の見解の相違

こうした台湾海峡のバランスシフトが生じる中で、民進党政府が、台湾が依然国際的アピール性、特にアメリカへのアピール性を有する側面として注目したのが「人権」「民主」であった。いわば、リアリズムのハードパワー<sup>15</sup>において強大になった中国に対し、ソフトパワーで対抗しようとする試みである。本来、「人権と対外政策が不可避的に相容れないのは、両者が異なる有権者層 (constituency) を持つからである」というヴィンセント (R.J. Vincent) の指摘に示されるように<sup>16</sup>、「人権」や「民主」という理想主義に基づく概念は、現実主義に基づく「外交」とは矛盾するものである。実際、台湾と国交を有する友好国の中には人権状況の良くない国家も含まれていることから、民進党政権による人権外交が矛盾を内包することも否定できない。

それにもかかわらず、なぜ人権民主が外交のツールとなりうるのかは、リアリズムではなく、コンストラクティビズムの視点から見ることによって、多くが論理的に理解されよう。コンストラクティビズムとは、社会構造を主に物質的な力ではなく、共有された「概念」によって決定されるものと捉え、行為者のアイデンティティやインタレスト、さらにパワーさえも所与のものではなく、共有された「概念」によって文化的に構成され、条件を受けると捉える構造的な理想主義的な考え方である<sup>17</sup>。事実、米台関係において、1950年以來アメリカが台湾の国際活動空間維持を支持してきたのは、台湾が持つ経済的地政学的な重要性のみならず、西側諸国で共有された民主主義という要素が存在したことも確かである<sup>18</sup>。また、米中関係において、十分な信頼関係構築への障害となっている一要因が政治文化の相違であることも否定できない。すなわち、民進党の人権外交は、欧米諸国、特にアメリカと台湾との間では共有され、中国とは共有されない「人権」という「概念」を、主観的なインタレストに作用する要因として用いようとした外交政策ということになる。

アメリカにおいて、人権民主は、さまざまな形態をとりながらも、対外政策における一貫した規範的概念となってきた。渡邊昭夫は、人権民主は欧米に共通した社会の中心的な価値観であるが、西ヨーロッパにおいては第一次・第二次大戦の反省から、隣国や自国内の人権侵害への防禦としての国際レベルの相互人権監視メカニズムが発達していったのに対し、アメリカにおいて

は、条約や国際的機構に人権問題についての管轄権を委ねることに対しては一貫して否定的な態度が取られ<sup>19</sup>、代わって、自国こそが自由主義の砦であり、他国における自由主義の危機を救うために自らが人権擁護や民主主義を伝導しなければならないという人道的外交の信奉が発達してきたことを指摘している。現ブッシュ政権においても、同時テロ事件以後は、人権擁護や民主主義のレトリックが単独行動主義の手段となっているという批判もあるが、依然、人権擁護や民主主義の推進が対外政策の根底に横たわっていることに変わりはない<sup>20</sup>。こうしたアメリカに向けて、自らが人権擁護と民主化の模範生であることを示すことそれ自体が、台湾にとって一つの外交アピールとなり得るのである。

加えて、台湾と政治的に対峙する中国が、高まる国際影響力とは裏腹に、人権民主の分野においてははまだ国際的な批判を受けているという点、そして、アメリカと中国との間で人権民主における見解の相違が見られるという点が、民進党政権の人権民主外交の効果を高めることになる。毎年各国の人権状況の評価を行っているフリーダムハウスによれば、中国は人権状況が 6 級から 7 級という (表 4) 「自由化されていない」国家であるし、米国国務省は、毎年公表される「人権年次報告」<sup>21</sup>の中で、中国での宗教・言論・政治活動・プライバシー・社会的差別などさまざまな項目における人権侵害を指摘している。

一方、中国側の見解に立てば、伝統中国においては、個人の平等や自由よりも秩序と調和が理想とされるのであり<sup>22</sup>、現代中国においても、人権は、社会主義における社会構成の前提としての民主と平等の中で捉えられるべきとされている。広大な領域と莫大な人口を抱える中国にとっては国内の安定と国家発展のためには個人的人権よりも集団的人権が優先されるのであり、その根底にあるのは、中国の多くの学者が中国の人権を語る際に強調するように、19 世紀後半以降中国人民が経験した艱難の歴史から生まれた「生存権」重視である<sup>23</sup>。さらに近年に入っては人権に関する法改正も積極的に行われており<sup>24</sup>、そうした中国に対して、資本主義諸国こそが労働人口の人権迫害の上に構成された社会となる<sup>25</sup>。

すなわち、人権分野においては米中間に対立構造が存在するのであり、一方、台湾は、アメリカと価値観を共有する人権民主の模範生である。民進党政権の人権外交は、こうしたことを背景に、その効果が期待されることになる。陳水扁総統は、2000 年 6 月 5 日、「ワシントン戦略・国際研究センター (CSIS)」からの代表を含む米国の学者が出席する第 7 回「台北円卓会議」で行ったスピーチの中で次のように述べている<sup>26</sup>。

中華民国版人権委員会の結成はすでに具体化し、就任演説でも述べたように、中華民国は 21 世紀においても人権を一層重視していきます。中華民国と中国の決定的な相違点は民主政治であり、これは中国がわが国に及ばないところであります。

もともと、人権問題をめぐる米中間の軋轢が、これまでの米中関係を大きく損なってきたかということ、決してそうではなかった点にもここで触れておく必要がある。たとえば、カーター

大統領は「人権外交」を開始したが、その対象国は中南米であり、人権状況が決して良好ではなかった当時の中国とは国交回復を行っているし、H.W. ブッシュ大統領にしても、1989年の天安門事件に際し、中国に対し民主運動家の釈放を要求し、抗議行為としてハイテク技術の輸出や軍事協力、政府高官の交流の中止を宣言はしたものの、実際に採られたのは中国との実質関係に直接影響しない措置だけであり、また、双方の政府高官の外交パイプの保持も図られた<sup>27</sup>。クリントン大統領は、北朝鮮の核問題の浮上により中国からの協力の重要性が増したと急増する対中貿易赤字対処への必要性から、最恵国待遇はアメリカ経済をも潤すことになるという理由のもと、大統領選挙戦における言質を覆し、1994年5月には、最恵国待遇を人権問題から切り離すことを決定している<sup>28</sup>。要するに、アメリカにとって相手国の人権状況のいかんは、二国関係に多少の影響を与えたとしても、関係強化の「十分条件」とはならないのである<sup>29</sup>。だとすれば、人権イシューにおいて中国と逆の立場である台湾に対しても同様のロジックが適用され、民進党の人権外交が制約を受ける厳しい状況にあることにも留意すべきである。

### 3. 民進党が持つ人権民主のイメージ

上述のようなアメリカの人権民主へのコミットメントと米中の人権問題の理解の食い違いが、民進党の人権外交を効果的にする外的環境であるとした場合、内的環境として民進党政権の内部で意識されたのが、党が有する人権民主推進の歴史である。そもそも、1979年に高雄で発生した「美麗島事件」が「国際人権デー」に開かれた集会に端を発することが象徴するように、「人権擁護」「民主化」は、後に民進党結成の中核となっていった党外人士が、戒厳令の解除、国会の全面改選、結社と報道規制の解除を要求するにあたって、その基本的スローガンとして掲げていた概念である。陳水扁は、美麗島事件審査の軍法会議における弁護団の一員であったし、他の多くの民進党幹部も当時の民主運動家である<sup>30</sup>。国民党政権が、過去の冷戦構造のもとでは共産中国に対する民主中国であることを、また李登輝政権下においては民主化への平和的な移行を果たした「台湾に在する中華民国」であることを、対外的には自負できたとしても、国内の反対派にとって、国民党は半世紀にわたり事実上の一党独裁政治を続けてきた党であった。他方、民進党は、歴史的事実裏付けられた人権や民主のイメージを有し(表1)、自らの経験を語ることで人権外交において説得力に富んだメッセージを国内外に発することができるのである<sup>31</sup>。しかし、後述するように、そのような側面を強調したことが野党側からの反発を煽り、人権政策のスムーズな推進の障害を生む結果ともつながっていくことになる。

表1 台湾主要政党の民主主義イメージの変化 単位：%

年	1992	1995	1998	2000
国民党	11.7	10.3	12.4	5.9
民進党	4.8*	12.3	17.0	19.9
新党	-	6.3	3.6	2.8
親民党	-	-	-	10.1
調査人数 (人)	1523	1485	1207	1181

注：調査対象者は、「清廉潔白」「台湾を愛す」「民主改革を推進する」「金権政治」など政党のイメージを表す30種類の言葉の中から一つ各政党の第一印象を選ぶことを要求される。数字は、「民主改革を推進する」「民主化へ貢献する」「民意を重視する」「民主的政党」など「民主」に関連するイメージを選んだ人の比率。たとえば、1992年には民進党の第一印象として、調査を受けた4.8%の人が「民主」に関する言葉を選んだ。なお、同年8.9%の人が民進党に関し、直接「民主」には関連しないものの、「一党独裁を牽制する」を選んでいる(\*)。

出所：劉義周「政党民主與台湾民主化」『台湾民主季刊』第一卷・第一期2004年3月、57頁。

## 第2節 民進党政権の人権政策と人権外交

では、人権政策あるいは人権外交として具体的に何が行なわれた、あるいは、行われようとしたのだろうか。2000年5月20日、陳水扁総統は、就任演説の中で人権政策に関し次のように提唱した<sup>32</sup>。

(前略) 国際人権擁護に対しても、さらに積極的な貢献をしようではありませんか。中華民国は世界の人権の潮流の外に身を置くことはできず、われわれは「世界人権宣言」、「市民および政治的権利に関する国際規約」、さらにウィーン世界人権会議における宣言と行動計画などを順守し、中華民国を新たに国際人権体制の枠組みに入れていこうと思います。その為、新政権は、立法院に「国際人権規約」の批准を要請し、それを国内法化し、正式な「台湾人権規約」にしたいと思います。われわれは、国連が長期にわたって進めてきた主張を実現するため、台湾に自主運営の「国家人権委員会」を設立すると同時に、国際法律家委員会ならびにアムネスティ・インターナショナルという二つの卓越した人権NGOを招聘し、わが国の各種の人権保護政策の実施に向けての協力を依頼し、もって中華民国を21世紀における人権の新たな指標にしたいと希望します。

この内容に応える形で、6月1日には、田弘茂外交部長(当時)が、立法院外交・僑務(華僑対策)委員会での報告の中で、今後の外交政策の重点の一つとして「人権外交」を発表した。その具体的な内容は次の5点からなる<sup>33</sup>。1. 国際人権組織に加盟する。2. 国際人権規約への加盟と調印、批准を推進し、法務部、内政部など国内の関連機関と協力し、立法院での「国際人権規約」の通過を促し、それを国内法化する。3. 国際人権機関や各個人権団体との交流と協力関係を強化する。4. 国内人権団体が国際人権活動に参加するのを支援するとともに、政府と民間に

における国際人権問題に関する人材を育成する。5. 人権と民主の問題を、わが国とその他の民主国家による第 2 のルートによる対話の主要な議題となし、各国の青年層との交流と連携のパイプを強化する。

このように、民進党政権の人権外交とは、人権民主をテーマに第 2 トラック外交を開拓し、同時に、国内の人権状況を国際的なレベルまで高めることで台湾の国家イメージと地位、そして国際社会への参加の正当性を高めることを目的とするものである<sup>34</sup>。その後、具体的には次のような人権に関する政策が推進されていった。1. 人権政策の推進組織としての人権保障推進小組と総統府人権諮問小組の設置、2. 人権記念館の設立準備、3. 台湾で初めての人権白書の作成、4. 国際人権シンポジウムの開催、5. 人権法の制定準備、6. 死刑制度の段階的廃止に向けての措置、7. 「国家人権委員会」の創設に向けての準備、8. 「公民投票法」の設立、9. 「デモ集会法」「刑事訴訟法」などの修正、10. 司法制度の改善、などである。

しかし、結論から先に述べれば、実際にはこれらの項目がすべて実現されたわけではない。たとえば、人権記念館の設立に関しては、2002 年 5 月には「国家人権記念館」設置準備室が設置され、2003 年 3 月には行政院によって同準備室の組織条例が立法院に送付されたが、その後審議ははかどらず、12 月 4 日には、法的根拠に欠くという理由から、国民党と親民党が中心となり準備室組織条例廃止が議決された<sup>35</sup>。また、人権外交の主軸とされた「国家人権委員会」の設立や、「国際人権規約」の国内法化あるいは人権法の策定に関しても、後述するように与野党の対立が主な障害となって関連法がその後立法院を通過せず、現在（2006 年 9 月）まだ実現化されていない。

一方、それ以外の項目においては急速な進展が見られたものもある。2000 年 10 月には外交部 NGO 委員会が設立されたり、国内の人権組織人員の国際組織への研修派遣が行われたり、政府の助成を受け国内の人権 NGO が海外の人権団体と交流するなど、田外交部長が挙げた項目のいくつかの人権外交が実施されたほか、国内の人権状況の大幅な見直しが行われ、関連法令の改正や司法改革も行われた（表 2）。

ここで興味深いことは、こうした国内人権政策の推進や人権状況の改善が、もともとは外交上の動機から始められたことである。逆説的ではあるが、台湾が置かれた厳しい対外環境が、政府に人権外交を始める強いモチベーションを与え、その結果、実行可能な政策から急速に手掛けられたことで、短期間に少なからぬ人権状況の改善が行われた。以下、人権政策と人権外交の推進母体となってきた人権保障推進小組と総統府人権諮問委員会、そして、人権外交の柱であった「国家人権委員会」の設立と「国際人権規約」の国内法化に焦点をあてて、人権政策と人権外交の内容と意義、そして問題点をさらに具体的に検討してみよう。



表2 民進党政権による人権政策の推進

2000.10	総統府人権諮問小組の設置	呂秀蓮副総統を召集人として、人権に関して各団体や政府機関に意見書を提出する目的で設置。人権と法律の専門家から構成される。
2001.7	人権保障推進小組の設置	基本的人権保障政策の徹底に務めることを目的に、行政院に設置。関連省庁の首長と民間の学者から構成される。
-	「国家人権委員会」設立の準備	関連法案を整えた上で、「国家人権委員会」設立を促進する。
2001.8	「国家人権記念館」設立の準備	二・二八事件や白色テロに関して国民の理解を深める目的で、「国家人権記念館」を設置することが陳総統によって承認される。
2002.2	「国家人権政策白書」作成	「人権立国」の理念を説明し、人権の保障と促進に関する今後の政策をまとめた白書。行政院人権保障推進小組によって作成、発行される。
2002.10	「国際人権シンポジウム」開催	各国の人権運動家や専門家を招聘し開催される。
-	人権法の策定	台湾の人権を国際レベルに引き上げることを目的とし、「国際人権規約」の国内法化に向けて政策開始。その後、法務部は外交部と共同で「人権保障基本法」案を作成、総統府人権諮問小組は「人権基本法」草案を作成後、行政院に送付。同院で「人権法」草案が可決された後、立法院に送付される。
-	死刑制度の段階的廃止	現行法規で死刑に該当する罪に死刑以外の選択肢を広げ、有期懲役刑の上限と無期懲役刑の仮釈放条件を引き上げることを検討。
2002.6	「デモ集会法」修正	デモや集会の実施は6日前までに申請しなければならないとする制限を撤廃する。デモ集会の自由を保障。
2002.6	「刑事訴訟法」第101条1修正交付	執行機関の強制処分権において、より慎重な発動要請が必要とされるようになる。
2003.12	「公民投票法」設立	2003年10月、行政院は「公民投票法」案を立法院に送付。11月に可決され、12月に総統による署名。
-	司法改革の徹底	1. 検察官が裁判所の全訴訟に責任を持つ制度の実施。2000年6月の士林と苗栗の地方裁判所検察所を皮切りに他の検察所にも広がる。 2. 2002年7月、「犯罪被害者保護法」を修正交付。 3. 2003年6月、合意により選定した裁判官による民事訴訟審判の暫定執行条例を公布。 4. 2002年1月、検察官の訴訟裁量権の行使に対し、内部監督および外部監督体制を規定した「刑事訴訟法修正案」が可決。
2004.1	「法律扶助法」可決	2002年2月に司法院が提出した「法律扶助法」案が立法院に送付される。2003年12月に三読通過、2004年1月7日に制定公布。7月1日に財団法人「法律扶助基金会」が設立される。

出所：「陳水扁総統の施政回顧と今後の展望① 新世紀の人権国家」『台湾週報』2129号、(原文は、総統府ホームページ「看見進步台湾－総統施政之回顧與願景」[http://www.president.gov.tw/1\\_president/achieve/subject18.html#2](http://www.president.gov.tw/1_president/achieve/subject18.html#2), accessed on Sep. 1, 2006)から筆者整理。

### 第3節 人権外交の推進機関

#### 1. 人権保障推進小組

人権保障推進小組は、2001年7月に行政院に設立された人権政策の推進母体であり、行政院長が発起人、行政院研究発展考核委員会(研考会)主任委員が副発起人であり、委員は、行政院

秘書長、内政部長、外交部長、国防部長、教育部長、法務部長、行政院新聞局長、行政院衛生署長、行政院環境保護署長、行政院勞工委员会主任委員、行政院原住民族委员会主任委員、ならびに学者や人権専門家から構成されている。このように、関連省庁の首長を総動員した顔ぶれからも、政府の人権政策推進に対する極めて積極的で意欲的な態度が窺われよう。実際、省庁間のスムーズな横の連絡と省内における迅速なトップダウン指揮体制により、人権に関する諸政策は急速な進展を見せることになる。

2001年9月7日に行われた人権保障推進小組第1回委員会においてまず取り組まれたのが、「国家人権委員会」設立のための関連法案に関する作業である<sup>36</sup>。「国家人権委員会」に関しては第4節1で詳述するように、人権状況の監視機関としてその対象が個人に止まらず政府も含まれるため、現行の「立法」「司法」「行政」「考試」「監察」の五権分立制に抵触することなしに、いかに政府から独立した機関として実効性を持たせるかにおいて、その位置づけが問題となる。第1回委員会では、総統府の直属機関として「中央研究院」「国史館」「国父陵園管理委員会」のみが規定されている総統府組織法第17条を修正した上で、「国家人権委員会」を暫定的に総統府の直属機関とすることが議決された。また、法務部における根回し作業とともに、職権にかかわる「国家人権委員会調査権行使法」に関する検討も行われた。

これ以外にも、人権保障推進小組においては、第4節2で詳述する「国際人権規約」の国内法化に向けた取り組みが行われたり、その他様々な国内人権問題に関して、検討や改善に向けての行動が随時採られてきた。その内容は、たとえば、戒嚴令下における1952年の冤罪事件である「鹿窟事件」記念館設立の是非、ICカードとプライバシーの問題やコンピューターと個人情報保護の問題、人権教育推進、死刑廃止、総統府人権諮問小組が提議した「法医師法」、婦女や児童に対する犯罪防止、外国人の永久居留権取得状況の改善など、広範囲にわたっている。また、「国家人権報告」<sup>37</sup>の作成や、行政院研考会主催の「国際人権シンポジウム」の開催も行われている。2004年1月には低所得者の訴訟手続きを助成する「法律扶助法」が制定公布されたほか、2005年12月には「法医師法」が立法院を通過し制定されているし<sup>38</sup>、2005年には内政部警政署刑事警察局に「刑事鑑識中心」が成立し、各縣市警察局に統一した形式で「鑑識課」が置かれるようになった。

本稿は、人権政策の外交効果を中心に考察を行うものであるため、人権保障推進小組の活動に関しても外交政策という側面から観察を行ったのであるが、結果として、同小組が人権に関する様々な問題に積極的にかつ迅速に対応したことで、国内の人権状況改善において顕著な成果が見られたことが明らかになった。興味深いことは、2002年3月に開催された第4回委員会において、米国国務省発表の「2001年人権報告」の「Taiwan」の箇所指摘されている事項の関係部署に対し、1ヶ月以内に現状の説明と改善策を提出するよう要請が行われていることである。このことは、アメリカの台湾に対する評価が、国内人権政策の外部からの推進力あるいは圧力となって台湾の人権状況の改善を徹底させる方向に働いていることを示しているのであり、アメリカへのアピールという、人権外交のソフトパワーの側面を垣間見るものである。

## 2. 総統府人権諮問委員会

各省庁のトップから構成される人権保障推進小組が人権政策の推進母体であるのに対し、いわば人権政策のブレーンとしての役割を担うのが、いち早く 2000 年 10 月に発足した総統の諮問機関「総統府人権諮問小組」(2004 年には組織名を「総統府人権諮問委員会」に変更)である<sup>39</sup>。主任委員は呂秀蓮副総統、委員は、弁護士や法学者、人権専門家のほか、アムネスティ・インターナショナル台湾総会秘書長やメディア評論家など 20・30 名から構成されており、4 ヶ月に一度の委員会と臨時会議ならびにワーキングミーティングを開催している。

人権諮問委員会においても、主な目的は「国家人権委員会」の設立推進と「人権法」の制定であるが、人権保障推進小組と同様に、それ以外の多くの国内人権問題への取り組みも行われている。開催された公聴会やセミナー、あるいは総統への意見書の内容は、児童、政治、産業など様々な分野にわたるものである。一例を挙げれば、第二次大戦の台湾兵士や原住民や女性などを対象とした人権問題に関する公聴会や、身分証明書の新制度の実施に伴う指紋押捺の禁止を求め運動や報道の自由といった国民の実生活に基づいた内容のセミナーの開催、また、台湾で存続されている死刑制度に関する意見書や、現代社会の深刻な問題である消費者金融にかかわる治安人権侵害事件にかかわる「民間返済請求法」の策定に関する意見書の提出なども行われている。政府主導のもとで外交政策として開始された人権政策が、国内人権問題への積極的な取り組みへと移行していったことは既述のとおりだが、その背景には、具体的内容を固める役割である総統府人権諮問委員会が人権や法律の専門家により構成されていたことがあろう。

さて、こうした問題提起と建議を行ってきた人権諮問委員会ではあるが、その後、2006 年 1 月 12 日、多数野党が占める立法院において、同委員会は設立の法的根拠が欠如しているため、総統府の下に置かれた他の委員会と共に解散されるべきであるという議決がなされることになる。呂副総統は、それに対し、人権諮問委員は報酬を伴わない職であり、解散の必要はないと発表しているが<sup>40</sup>、そうした議決が以後の活動に制約を与えることは否定できない。ここにおいても、与野党のコンセンサスの欠如が人権外交における大きな障害となっていることが表れている。

## 第 4 節 人権外交政策

### 1. 「国家人権委員会」の設立に向けて

人権政策の諸項目の中でも人権外交における第 2 トラック開拓の柱とされたのが「国家人権委員会」の設立である。「国家人権委員会」とは、「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」<sup>41</sup>の設置基準に沿って、各国内において、憲法又は法令に基づき、政府によって設立される人権推進のための国家機関である。多くの国に設置されているが、日本ではまだ設置されておらず一般的に理解されていないのが現状であろう。他方、設置されている国の中にも人権状況が良くない国家が少なからず存在するという事実は、その組織や行使権が国内で厳重に規定されない限り、機能に限界が生じることも表している。

陳総統は、2001年1月に台北で開催された「国家人権委員会ならびに人権の促進と保障」国際フォーラムにおいて、「パリ原則」が建議した「国家人権委員会」の機能の中には、①人権蹂躪事件の調査、②国際人権規約に基づいた法規や草案の策定、③国家人権政策および国際人権協力計画の立案ならびに提議、④学校などでの人権教育と研究の促進、⑤国家人権報告や専門的問題の年度提出、の5つの項目が含まれているが、台湾は①を除いてその他の部分は遅れをとっていることを指摘し、人権の発展のいわばインフラとしての「国家人権委員会」を設立することを優先事項とすることを提唱した<sup>42</sup>。

では、このような「国家人権委員会」の設立が、なぜ台湾の外交につながるのだろうか。たしかに、設立によって人権社会としての成熟が促され、それが一つのソフトパワーとしてのアピールとなるのであるが、それにも増して、「国家人権委員会」の設立によりアジア太平洋地域の17の国家人権機構が参加している「国家人権機構アジアパシフィックフォーラム (Asia Pacific Forum of National Human Rights Institutes)」やその上層組織である「国家人権機構フォーラム (National Human Rights Institutes Forum)」に台湾の委員会が参加することができるようになるという第2トラックが開かれることになるからである。各国の「国家人権委員会」は、年度会議や検討会の開催を通して人権に関する地域問題に協力して取り組んだり、共同でトレーニング活動を行ったりしており、こうした国際交流と国際貢献への参加は、正式な外交ルートが閉ざされた台湾にとって重要な民間外交となる。

ところで、台湾における「国家人権委員会」の設立は、2000年の総統就任演説においてはじめて提唱されたものではなく、1996年ごろから台北法曹協会 (Taipei Bar Association)、民間司法改革基金会 (Judicial Reform Foundation)、および台湾人権促進会 (Taiwan Association for Human Rights) が、「国家人権委員会」設立関連法である「国家人権委員会組織法」草案の起草を始めている。また、1999年には、婦女、児童、労働、環境、人権、障害者支援、司法改革などに関する民間団体や、法曹界、学术界など22の組織が「国家人権委員会推進聯盟」を設立し、当時、総統候補者であった陳水扁、連戦、許信良の賛同の署名を得ている<sup>43</sup>。したがって、「国家人権委員会」を設立すべきだという認識は、2000年以前に関係者の間ですでに固まっていたことになる。

同時に、人権推進のためのこうした国家機関設立に関連する問題点も早い段階から指摘された。たとえば、2000年10月に総統府人権諮問小組が設立される3ヶ月前の7月には、中華民国法律家公会全国連合会において「国家人権委員会組織法」草案の検討会が開かれ、職権と組織に関する個別規定が憲法に抵触する可能性を内包する点が指摘されているし、また、「国家人権委員会」の位置づけに関しても、監察院の直轄下に置かれるか、総統府の直轄下に置かれるかで専門家の間で意見の相違が見られた<sup>44</sup>。位置づけに関して前者を支持する意見は、監察院は本来政府の職権濫用を防止するための機関であることから、監察を職能とした「国家人権委員会」は監察院下に置かれるべきだという判断に基づいたものであり、一方、後者を支持する意見は、監察院委員が兼任職であるため政策の効果が半減されることや<sup>45</sup>、非公務員による人権侵害までを監察院が調査することは違憲であるため、総統府の下に置かれるべきであるという判断に基づいたも

のである。その後、憲法修正を行わない原案は、監察権や司法権を侵害する恐れがあるため、設置の必要性がないという意見も出された<sup>46</sup>。

また、国家人権委員の数や選出方法に関しても、様々な見解が示された。2000年9月には国民党籍立法委員の蕭苑瑜が提出したいわゆる「国民党版」においては、国家人権委員は総統によって指名されるのではなく、五院の院長ほか合計25名から構成される「国家人権委員会評議会」を組織し、同評議会が委員を指名することと記されている<sup>47</sup>。2001年10月に行政院研考会が完成させた「国家人権委員会組織法」初稿では、委員は7名で総統に任命され、職権行使の独立性を有し、任期期間4年間は政党活動に参加せず、重大な人権侵害案件に対しては調査権を持つことが規定された。また、2002年に民進党立法委員頼清徳筆頭連署による「総統府組織法第17条修正草案」ならびに「国家人権委員会組織法」草案は<sup>48</sup>、委員は15人で総統によって指名された後、立法院の同意を必要とし、任期は8年、無給職としている。

結果、呂副総統が招集した2002年5月の人権諮問委員会全体会議において、これらの意見を整理した折衷案が提出された。その草案の内容は、人権委員は総統に任命され、有給職とし、11人の委員からなり、毎週委員会を開催し、毎年3月31日までに国家人権報告を総統と立法院に提出することなどを含むものである。同時に、司法権や監察権を侵害したり総統の権利が拡大されないよう、組織法と職権行使法を個別に立法化し、刑法や公務員の責任に係わる場合は各関連機関の職掌とすることなどが明確にされた<sup>49</sup>。こうして2002年8月、人権に関する国家機関設立に向けた「国家人権委員会組織法」と「国家人権委員会職権行使法」の二つの草案は、ようやく行政院を経て立法院の審議に送られることになった。

ところが、ここで人権外交推進における大きな障害が露呈することになる。立法院における与野党の対立による審議の停滞である。上述のいわゆる「国民党版」提出にあたっては、蕭苑瑜立法委員は、その内容は国民党の連戦主席（当時）が同年1月2日に発表した六大政治改革に応えたものであり、その後に提唱された陳水扁総統による内容の伴わない口舌とは異なるものであると強調しており、こうしたことから、与野党が「国家人権委員会」の設立において対立状態にあったことが窺えよう。この「国民党版」草案は、その後、立法委員の任期内に決議されなかった草案は自動的に無効となるという原則に従い、2002年第4期立法委員任期満了により白紙化されている。同様に、人権諮問委員会が提出した二つの草案も、立法院で争議点が解決されないまま、第5期立法委員任期満了に際し反故となったのである。

二つの草案が白紙化された後、2005年11月10日に総統府人権諮問委員会は再び、人権委員の数を人権保障と人権促進への貢献者や人権研究で実績をあげた15名とするなど内容を変更した改訂版「国家人権委員会組織法」草案と、19条からなる「国家人権委員会職権組織法」草案を作成している<sup>50</sup>。だが、行政院に送られたのち、現在（2006年9月）のところ、まだ立法院を通過していない。

## 2. 国際人権規約の国内法化と人権法の制定に向けて

人権政策の、そして人権外交のもう一つの重要な目標であったのが、「国際人権規約」を国内法化した「台湾人権規約」の制定である。中華民国の現憲法では、自由と基本的人権に関して、第2章の「人民の権利と義務」、第12章の「選挙、罷免、法の起草と制定、再決議」、第13章の「基本的国策」（国防、外交、国民経済、社会安全、教育文化、辺境地区に関する条項）の中で記載されているというように各章に分散されており、内容においても明確さを欠くことは否定できない。「国際人権規約」の国内法化政策は、「国際人権規約」を批准することで、統一された完全な人権法を確立すると同時に、外交効果として、民進党政権の人権保障推進政策の決意を対外的にアピールしようとするものである。

「国際人権規約」に関しては、中華民国は国連加盟国であった1967年に、「国際人権規約」を構成する「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の二つの規約に署名しているが、批准を待たずして1971年に国連代表権を喪失している。2000年に至り、陳総統が就任演説において人権社会の推進を宣言し、その一つの政策として国際人権規約の批准と国内法化そして「台湾人権規約」を制定することを提唱したことで、批准が今になって政府の課題として浮上したことになる。実際、国連加盟国でない台湾がこの2つの国際規約を批准したとしても、そのような行為が国連に対し何らかの意味を持つものではないが、規約内容が台湾の国内法に優先する効力を持つことから、台湾の人権状況の成熟化に奏功するのである。

2000年5月20日の就任演説の翌日、「国際人権規約」の国内法化政策は、さっそく野党からも支持を受ける。出だしは順調であったことになる。国民党籍外交委員会招集委員の陳学聖は、「『台湾人権規約』を制定することは内外へのアピール性においても大きな意義があり、行政院から草案が送られれば立法院では直ちに通過されるべきである」と述べている<sup>51</sup>。その後、人権保障推進小組での討議を経て、わずか1年足らずの2001年4月18日には、2つの国際規約は行政院を通過し、立法院の審議に送られた。

だが、その後、ここでも、民進党政権にとっての大きな課題が持ち上がることになる。10月に行われた立法院外交・僑務委員会の公聴会において、国民党議員から、行政院が規約を批准しようとするのは、A規約とB規約の第1条1で謳われている「民族自決権」を盾にした別の意図があるのではないかという指摘を受けたのである<sup>52</sup>。すなわち、民進党政権が「国際人権規約」を批准することによって、その「民族自決権」を「独立」の正当化手段にしようとしているのではないかという疑問である。

その後、2002年5月30日には「国際人権規約」の批准は立法院の初審を通過したものの、野党側からのこのような疑問を払拭する必要があると判断した与党側は、野党との折衝を重ね、その結果、「規約の民族自決の条項は台湾の独立とは無関係である」という主旨の行政院による宣言文が決議文の中に加えられることになる。結果、民進党は、野党側からの支持を得ることに成功し、2つの国際規約は、2003年1月初めに立法院の三読を通過した<sup>53</sup>。こうして、陳総統が就任演説で宣言した国際人権規約の国内法化は、ようやく実現化を目前に控えたのである。

しかし、1週間後に、事態は再び急転する。決議文の中に付け加えられた宣言文の中の「台湾は植民地ではなく自決権を有しない」という箇所に対し、総統府人権諮問小組から、「民族の自決権は国際人権規約の根本原則である」として、宣言文を付加することに対する反対意見が出されたのである。結局、民進党は、人権諮問小組の建議に従い方針を一変し、再審議の提出を決定するに至る<sup>54</sup>。一時は、立法院での議決を優先させるため、民族自決権と台湾の独立との関連性を否定した民進党であったが、最後の段階になって、民族自決権を放棄することは、独立の正当性を自ら断ち切ることであり、党の存立基盤にかかわるそのような決断は行えないという結論を出したことになる。

ここで、人権と民族自決権、あるいは国家主権とのつながりが、民進党の人権外交のもう一つの重要な側面であったことが理解されてこよう。前年の2002年2月1日に台湾において初めて政府が刊行した「人権政策白書」に関する前日の記者会見において、張俊雄行政院長(同日離任)は、「人権の観点から、台湾人民は自己の前途に対し最終的な決定権を有しており、いかなる他人あるいは国家といえども口出しをする権利はない。これをもって中華人民共和国の文攻武嚇(メディアによる攻撃と武力による威嚇)に対抗する」<sup>55</sup>と述べている。また、陳総統も、2004年10月10日の国慶節祝辞の中で、「これ(中華人民共和国の国連および関連機関における代表権問題を処理した1971年の国連総会第2758号決議)をもって台湾人民の参加がボイコットされるのは、『国連憲章』『世界人権宣言』および他の国際人権規約に反するばかりでなく、『加盟国普遍性の原則』に対する一大風刺でもあります」と述べており、台湾が国際政治社会に参加できないことは、国際人権基準に反するものであることを指摘している<sup>56</sup>。基本的人権保障が民族自決権を裏づけ、民族自決権は台湾の独立へ向けての行動を正当化する、という構図が、人権政策を行うことのもう一つの重要な意味合いとして、民進党の内部では認識されていたのである。しかし、人権政策が持つこうした民族自決権の側面は、緑色陣営と藍色陣営の対中政策における決定的な相違点である統一独立問題を浮上させ、結果として、却って、人権保障メカニズムの構築という国家政策の推進を阻害していくことになる。再審議の要求に対し、国民党の立法委員から不服が出たことは言うまでもなく<sup>57</sup>、その後、「国際人権規約」の批准に関する審議は行われていない。

こうした与野党の対立を受け、国際人権規約を批准するという行為を通してではなく、国際水準の人権制度の法定化を行うべきであるという認識に基づき、法務部は外交部と共同で「人権保障基本法案」を作成、2003年7月には、総統府人権諮問小組も54条からなる「人権基本法」草案を完成させ<sup>58</sup>、それらを基にした「人権法」草案が行政院で可決され立法院に送られた。しかし、その成立には憲法修正が必要であり、現時点におけるその困難さは言を待たない。

## 第5節 人権政策と人権外交の成果

最後に、人権政策と人権外交はどのような成果をもたらしたのかを整理しておこう。第2節の表2は政府が掲げた人権政策の推進計画(と一部成果)であるが、2006年9月現在、人権政

策全体の成果は表 3 に示すとおりである。2000 年の総統演説で提唱された人権外交の中心的な政策であった「国家人権委員会」の設立と「台湾人権規約」の策定は、現在 (2006 年 9 月) のところ達成されていないが、他方、表 3 の項目以外の人権問題に対しても、人権保障推進小組や総統府人権諮問委員会において多くの取り組みと改善が行われており、国内の人権保障に関しては少なからぬ発展が見られた。

表 3 人権政策の成果

総統府人権諮問小組	2000 年 10 月設置される。
人権保障推進小組	2001 年 7 月行政院に設置される。
「国家人権委員会」設立	未設立。
「国家人権記念館」設立	2002 年 5 月に国家人権記念館設置準備室が設置され、2003 年 3 月には行政院による組織草案が立法院に送付されたが 12 月 4 日に準備室廃止決議。
「国家人権政策白書」作成	2002 年 2 月に「2002 年国家人権政策白書」が発行される。
「国際人権シンポジウム」開催	2002 年 10 月に開催される。
人権法の策定	未策定。
死刑制度の段階的廃止	検討中。
「デモ集会法」修正	} 表 2 参照。実現化される。
「刑事訴訟法」第 101 条 1 修正交付	
「公民投票法」設立	
司法改革の徹底	
「法律扶助法」可決	
その他の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2000 年 5 月総統就任演説で提唱された、国際法律家委員会 (ICJ) ならびにアムネスティ・インターナショナル (AI) 招聘に関し、ICJ と AI 関係者による数回におよぶ来台が実施される。</li> <li>- 2000 年 10 月 2 日、外交部 NGO 委員会設立。</li> <li>- 政府からの助成により、国内の人権組織人員の国際組織への研修派遣が行われるようになる。</li> <li>- 二・二八事件の逮捕者が拘留されていた緑島の監獄「緑洲山荘」が、2002 年 12 月 10 日世界人権デーに「人権展示館」として改装オープンされる。</li> </ul>

出所：本稿表 2、『中国時報』の報道、尤美女、前掲書、国家人権記念館設立準備小組ウェブサイト ([http://www.2003hr.net/group\\_1.php](http://www.2003hr.net/group_1.php), accessed on Sep. 1, 2006), 及び NGO 台湾人権促進会呉佳臻秘書長とのインタビュー (2005.6.23) から筆者作成。

では、その結果、どのような対外的な成果が表れただろうか。まず、2005 年に発表されたフリーダム・ハウスの「2004 年世界自由度比較報告」の「台湾」の「市民の自由度」が前年度の 2 級から 1 級に昇格しており (表 4)、その理由として、司法の独立性の強化を含む法治の改善が挙げられている。司法改革など一連の人権政策推進の成果が反映された結果である。また、人権政策とは直接的な関係は見られないものの、2004 年から 2005 年にかけて行われた立法委員定数の半減や立法委員選挙の小選挙区比例代表並列制への変更などの憲法改正が、代議制の質を改善するものとして評価された結果、2003 年にはサーベイ方法の変化により 1 級から 2 級にな



っていた「政治的権利」も、2006年の報告においては再度1級に昇格され<sup>59</sup>、台湾の人権民主制度は高い評価を受けるに至ったことになる。

表4 フリーダム・ハウス自由度カントリーレポート

発表年	1980		1990		1996		2000		2001		2002		2003		2004		2005		2006	
	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL
台湾	5	6	3	3	2	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1
中国	6	6	7	7	7	7	7	6	7	6	7	6	7	6	7	6	7	6	7	6
日本	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2

注：「発表年」とはレポートが発表された年であり、その下の数字は前年およそ1年間の調査結果を示す。

PRはPolitical Rights (政治的権利) を CLはCivil Liberties (市民の自由) の度合いを示す。尚、1980年から1989年、1990年から1995年、1996年から1999年の間は台湾の結果は変化なし。  
出所：『フリーダムハウス』ウェブサイト。

(<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=15&year=2006>, accessed on Aug. 1, 2006)

また、アメリカへのアピールという点においては、2003年11月に、陳総統が、国際人権連盟から人権賞を受賞したことが挙げられよう。人権賞は、1968年から毎年一名、南アフリカのマンデラ元大統領や、韓国の金大中元大統領、旧ソ連原子物理学者のサハロフ氏などを含む人権問題への功労者に授与されてきたのであり、陳総統の授与は、総統個人を超えた民進党としての人権への貢献が高く評価された結果と判断していいだろう。台湾の政府高官によるアメリカ訪問は制限を受けざるを得ないが<sup>60</sup>、陳水扁総統は、友好国である中南米諸国へ元首外交を行なった際の経路を利用し、ヘリテージ財団<sup>61</sup>アジア部門のブルックス主任 (以下タイトルは当時)、民主党ラントス下院議員、民主党アイクマン下院議員らが列席する、ニューヨーク市内のホテルで行われた授賞式に出席している<sup>62</sup>。

では、こうしたフリーダム・ハウスにおける昇級や陳総統の人権賞受賞は、「台湾のイメージと地位を高め、さらには国際社会への参加の正当性を高める」という具体的な治績に繋がったのだろうか。民進党政権は、人権外交に引き続き、その後、「三芝会議」で提案された民主外交を行なっていくが<sup>63</sup>、こうした一連のソフトパワー外交が、台湾の国際活動空間の拡大という点においては、目に見える効果が表れにくいことも否定できない。その代表的な例が、民進党政権の外交政策の一つの具体的目標であるWHO (世界保健機関) の年次総会であるWHA (世界保健総会) へのオブザーバー参加である<sup>64</sup>。2003年にはSARSの発生にもかかわらず、本会議での議題として取り上げられることはなく、2004年には、「台湾をオブザーバーとして年次総会へ参加を招聘する」案が、台湾が1997年に参加活動を始めて以来2回目として総務委員会における表決に付され、台湾の友好国以外にもアメリカと日本が初めての賛成票を投じたが、賛成25票、反対132票、棄権2票の結果、却下されている<sup>65</sup>。この議決結果に関し、ヨーロッパの某事務官が、EU諸国が台湾のWHA参加に関心を高めつつあるにもかかわらず反対投票を行うのは、中国との対立表明を避けたいという気持ちの表れである、と指摘したことが報道されている<sup>66</sup>。その後2005年、2006年にも、台湾のオブザーバー参加案を本会議の議題に盛り込まない

ことが、総務委員会において裁定、決議された。人権外交は、米国議会に多少の影響を与えたとしても<sup>68</sup>、アメリカの台湾海峡政策を変化させるにはそれだけでは十分ではないこと、さらに、特にアメリカ以外の国においては、中国という大きな国際影響力を持った大国を前に、こうしたソフトパワー外交の効力は極めて大きな制約を受けざるを得ないことが理解されよう。

## 結びにかえて

刻々と変化する対外情勢の中で、2000年に始まる民進党政権は、それまでの「実務外交」を補完する新たな外交の開拓として人権外交を始めた。それは、台湾が国際活動空間を確保拡大する上で強力な支持者であり、国際社会に多大な影響力を持つアメリカが、人権民主を信奉する国であること、また、そうしたアメリカが、台湾と政治的な対峙をなす中国と人権の解釈において対立していること、さらに、民進党が過去に人権民主運動を行ってきた歴史を持つこと、という三つの条件を重ね合わせた場合、時局に適した一つの自然な選択であったと言えよう。

ミュラーソン (R. Mullerson) は、アメリカの人権政策に関し、人権外交が政敵に対する道具であったとしても、結局は、ある種の規範や、実際の政府の政策に影響する行動を生み、個人や民衆さらには他国政府に対しても何らかの期待を生む能力を有するようになる、と指摘している<sup>69</sup>。民進党政権による人権政策においても、同様に、強い外交モチベーションがその発端にあったが、結果として、国内の人権状況の急速な見直しと、実行可能な項目からの状況改善を促したのであり、国内政策としては生産的なものであったと結論付けていいだろう。

他方、「国家人権委員会」の設立や「国際人権規約」の批准、あるいは「人権法」の制定などはまだ実現化に至っていない。しかし、総統府人権諮問委員会の尤美女弁護士は、「『国家人権委員会』の設立や人権法の制定をめぐる様々な障害は、決して人権政策の推進が行き詰まったことを示すものではなく、むしろ関心が高まり問題点が提起されたことで、台湾は人権の成熟社会への道を確実に踏み出している」と、人権政策を長期的に見守る必要性も指摘している<sup>70</sup>。事実、台湾には、約20年前まで、戒厳令、報禁(新聞条例)、党禁(新党結成禁止)が存在したのであり、初の直接総統選挙が行われたのもわずか10年前の1996年である。台湾は民主化や人権保障社会への道を早足で駆け抜けてきたことになる。今後は、まず民衆の人権へのいっそうの関心と理解を高めることが必要とされるであろう。「国家人権委員会」の設立や「人権法」の制定には憲法の見直しが必要であり、たしかに、台湾においては憲法改正が統独問題への連想を呼び起こすため、内外からの争議性を生みやすい。しかし、2005年6月に議会改革を目標にして行われた憲法改正のように、その内容が統独問題とは全く接点を持たず、与野党の合意が固まっている場合には、比較的大きな問題なく行われるのであり、そうした与野党の合意は、民主的な制度の確立を求める民意によってこそ裏付けられるものである。

国内政治に視点を移すと、多数野党が占める立法院における緑色陣営と藍色陣営の対立が、政策推進の大きな障害となっていることが、人権政策と人権外交の考察を通して顕著に示された。民衆レベルで見た場合、日常生活において本省人と外省人との区別がほとんど問題視されないよ

うに、族群対立は民衆の意識の中に強く意識されるものではないし、また、統一独立の問題に関しても大多数の国民が少なくとも短期的には現状維持を望んでいる。しかし、過去的美丽島事件に遡る国民党政権と党外勢力との対立に見られる軋轢が、現代の政治の場において政治の道具に利用された場合には、台湾の政治的分裂、ひいては中国からの圧力と変わらぬほどの対外政策推進上の支障をもたらす危険性すら孕むことになる。

加えて、人権政策の推進過程では、そのような傾向が顕著になった。陳水扁は、「人権立国」を人民主体（以人為本）の施政と定義しているが、それに対するものは、過去半世紀にわたる国民党一党による権威主義体制における権力独占であり、そこでは「数々の歴史的誤りが犯されてきた」ことになる<sup>71</sup>。また、人権政策の中には、戒厳令期の人権迫害の真相究明や人権記念館の設立なども含まれており、それらは方向としては正しいものであったとしても、国民党の賛同を得ることを次第に困難にしていた心理的作用が働いたことは否めない。台湾にとっての真の人権民主政策とは、ある意味で、過去の権威主義体制期から引きずられている族群対立が社会や政治界に投げかける感情的な歪みを、一つ一つ解消していくことであるかもしれない。

外交政策としての成果を見てみると、フリーダム・ハウスによる台湾のランクの上昇や陳総統の人権賞の受賞など、台湾の人権状況の改善は国際的な評価を受けた。だが、それによって台湾の国際的活動空間がどれほど拡大したかに関しては議論の余地を残す。人権外交が、アメリカへのアピール、中国への挑戦という一つの対外政策にはなり得るのは、台湾の存立基盤に大きな影響を与える米中のバイラテラルな関係において、敵でも味方でもないという現在の曖昧な状態に、ウェント（A. Webdt）が示すところの「概念」の一つとしての「人権」を規範とする枠組みを想定することで、米中が互いに相容れない政治文化を持つことを強調させ、米台が価値観を共有することをアメリカに認識させることができるからである。しかし、その一方で、中国という多様性に富む現実的で巨大なパワーを前にして、人権イシューは、たとえ米国議会に働きかけることでアメリカの台湾海峡政策に多少の影響を与えることがあったとしても、民進党が望む台湾の国際的地位を獲得するには、大きな課題を残すのが現状であろう。

人権外交は、その後しだいに、次に取り組みされる民主外交の一部として、さらには NGO を通じた民間外交の一部として収斂されていくことになる<sup>72</sup>。しかし、民進党政権による人権政策そのものは決して終わったわけではない。事実、陳政権は、第 2 次憲法改正のスケジュールの中に、国家人権委員会を憲法に盛り込むことを挙げている<sup>73</sup>。また、筆者が参加見学した 2005 年 10 月に開催された『アジア太平洋地区国家人権委員会研討会（亜太地区国家人権委員会研討会）』においても、台湾の関係者による「国家人権委員会」設立に対する強い要望が示された。民進党政権にとって人権政策が単に政策上のレトリックではなく、党のコミットメントと自負であることが理解されるものである。そして、こうした人権政策によってもたらされる熟成した人権社会は、たしかに台湾のソフトパワーとなっていくであろうが、NGO 台湾人権促進会の呉秘書長が指摘するように<sup>74</sup>、人権外交それ自体を目的とするのではなく、まず人権政策があるべきであり、人権外交はそれにおのずと付随していくべきものなのかもしれない。

## 注

- 1 李登輝前総統は、実務外交を「友好国との関係を強化すると同時に、敵意のないいかなる国とも経済、文化、科学技術などの領域において実質的な関係を構築増進し、積極的に国際組織や活動に参加し、国際的な責任と義務を果たすことで中華民国の国際社会における発展空間を確保する」ことと定義している。李登輝『李登輝先生言論集(八)』台北市、正中、1992年、283頁。
- 2 石井修や有賀貞は、アメリカの「人権外交」は大きく捉えた場合、たしかに「建国の理念」を発揚するものとして米国外交を貫いていることには変わりはない反面、カーター大統領が「人権外交」を重視するに至った契機は、1960年代の公民権運動やベトナム反戦運動などに見られるように自らの内外政策への反省があったことや、ウォーターゲート事件などに代表されるアメリカのこれまでのイメージを刷新しようと「外交上の新味」を打ち出すためであったことも示している。さらに、石井は、人権外交の手段である制裁においては、相手国が反共政権か否か、米国にとって重要な国か否か、制裁を加え易いか否かという基準に従って相手国を決定し、「選別性」「不統一性」の問題を内包していたことも指摘している。石井修「米国の人権外交の理念と現実」『国際問題』九〇年六月号、1990年。有賀貞「アメリカの人権外交」『アジアの人権』日本国際問題研究所、1997年。
- 3 本稿は、2006年4月21日国賓飯店にて高英茂外交部政務次長(当時)にインタビューを行なった。高氏は、アメリカのブラウン大学の政治学部で教鞭をとっていた時から台湾の民主外交を提唱しており、2003年の「台湾民主基金会」の成立に際し初代執行長に抜擢された。尚、同氏の人権外交に関する見解は、「民主人権拓展欧盟利器」『中国時報』2006.12.12を参照。
- 4 蔡政文『我国对外政策及行動取向』台北市、業強、1993年、336-337頁。
- 5 俞雨霖「『敵対闘争』構造化の台湾海峡兩岸の外交戦：その戦略と戦術」『問題と研究』1997年3月号、26-28頁。
- 6 周世雄『中華民國外交政策之研究 台灣與世界』台北市、行政院国科会科資中心、1996年、67-68、194頁。
- 7 朱雲漢「全球主義、区域主義與第二軌道外交：台湾務実外交的新座標」『理論與政策』民国85年冬季号、1996年、194-195頁。
- 8 政策白皮書編纂工作小組編『政策白皮書(説明篇) 独立自主的国際地位—民主進歩党的外交政策』台北市、民主進歩党中央党部、1993年、5-6頁。
- 9 日本では「国内人権委員会」と呼ばれるが、本稿では中国語のまま「国家人権委員会」とする。
- 10 詳しくは、次を参照。佐藤和美・久保田哲夫「台湾海峡をめぐる米中台における現状維持政策の諸相」『総合政策研究No24』2006年。
- 11 中国の対台貿易依存度が、1996年の8.21%をピークにその後2005年には5.37%まで漸減しているその一方で、台湾の対中貿易依存度は、1990年の4.23%、1996年の10.79%、2005年の20.04%と急増を示している。行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』No.160、表5.7.8.9。(http://www.mac.gov.tw, accessed on Jul. 1, 2006)。
- 12 Office of the Secretary of Defense, *Military Power of the People's Republic of China 2006, Annual Report to Congree*, pp.37-40. また、同レポートが指摘するように、実質的抑止力として働いているのは米中の軍事バランス、そして武力行使によって中国が被るであろう政治経済的なコストである。
- 13 台湾関係法に関して、詳しくは次を参照。金秀明・胡祖慶編『台湾関係法：過去與未來十年』台北市、五南、1991年。尚、同法 Section2 (C) において、台湾人民の人権擁護と強化はアメリカの義務であることが記されている。
- 14 たとえば、アメリカの対台、対中の輸入額(単位は億米ドル)はそれぞれ、1989年(256、129)、1995年(302、485)、2001年(348、1,094)、2004年(362、2,105)、対台、対中の輸出額は、1989年(113、58)、1995年(193、117)、2001年(192、238)、2004年(217、347)と、いずれも近年対中額の急増が見られる。International Monetary Fund, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 1990, 1992, 1998, 2005年版による。
- 15 ナイ(Joseph. S. Nye, Jr.)は、国家政府が有するパワーを、アメ(誘引)と鞭(脅威)の運用に基づく軍事力や経済力によって表されるハードパワーと、強制や報酬(payment)ではなく民主主義や人権、国民に与えられたチャンス、魅力的なパーソナリティー、文化、政治的価値観や、合法

- 的でモラルに基づいた政策など、自国が持つ魅力によってほしいものを間接的に手に入れるというソフトパワーに分けている。Joseph S. Nye, Jr., *Soft Power*, Cambridge, MA, Public Affairs, 2004, pp.1-32. 本稿のソフトパワーの定義はナイに従う。
- 16 R. J. Vincent, *Human Rights and International Relations*, Cambridge, Cambridge Univ. Pr., 1986, p.129.
  - 17 たとえば、ウォルツ (K. Waltz) によって確立されたネオ・リアリズムに対するパラダイムシフトとしてのウェント (A. Wendt) のコンストラクティビズムは、インタレストを客観的、主観的の2種類に分類し、前者が、国家のアイデンティティーが再生されるための機能的必要性に基づくものであるのに対し、後者は、国家のアイデンティティーをどのように満たすべきかという考えから発しており、しかもその際、国家間で共有される「概念」がアイデンティティーやインタレストを構成することを示している。Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, Cambridge, Cambridge Univ. Pr., 1999, pp.224-234.
  - 18 蒋家時代の政治体制は、たしかに、国民党による一党権威主義統治であったが、1950年の朝鮮戦争勃発に際しトルーマン大統領が、太平洋地域への共産軍侵出を阻止するため台湾防衛を決定したことが示すように、アメリカにとって当時の中華民国は、共産中国に対する“Free China”として相対的な意味での民主主義国であったことになる。一方、朱雲漢は、蒋家時代、「五権憲法」による比較的健全な統治機構を有していたことが、その後の民主体制の基礎となったとして、台湾の民主主義の発展を1950年代から一貫したものとして捉えている。朱雲漢「台湾民主発展的困境與挑戰」『台湾民主季刊』第1巻・第1期2004年3月、145-146頁。
  - 19 渡邊昭夫は、その例として、国連憲章における人権への言及がアメリカの原案にはなかったことや、米州人権裁判所の裁判権の否認、米州人権条約への未加盟、1966年の第21回国連総会で採択された「国際人権規約」の「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の選択議定書への未批准などを挙げている。渡邊昭夫「国際問題としての人権と日本の立場」『アジアの人権』日本国際問題研究所、1997年、8頁。
  - 20 たとえば、2002年9月17日に発表された「新国家安全戦略」の中では、政治・経済の自由化と人権の尊重こそが、より安全でよりよい世界を創ることが主張されているし、2005年1月20日の第2期就任演説に際しても、ブッシュ大統領は、他国の専制と抑圧を許すべきではないのは、他国の自由の成功がアメリカの自由の存続にかかわるからであるという点を強調している。また、2005年11月に韓国で開催されたAPECへの参加に先立って日本の京都で行われたブッシュ大統領のスピーチの中心的テーマも自由“Freedom”であった。
  - 21 たとえば、次の2005年版を参照。*China (includes Tibet, Hong Kong, and Macau) : Country Reports on Human Rights Practices - 2005*, released by the Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, March 8, 2006, U.S. Department of State. (<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61605.htm>, accessed on Sep. 3, 2006).
  - 22 R. エドワーズ・L. ヘンキンほか『中国の人権：その歴史と思想と現実と』斎藤恵彦・興梠一郎訳、有信堂高文社、1990年、31頁。
  - 23 たとえば、徐崇温「人民的生存権は首要的人権」黄枏森・陳志尚・董云虎主編『当代中国人権論』北京、当代中国出版社、1993年、139頁、或いは、劉書林・李偉等共著『当代中国人権状況報告』遼寧省、遼寧人民出版社、1994年、1頁。これに対し、東郷育子は、中国の生存権が人権先進国の人権観と明らかな隔たりを持つことを指摘している。東郷育子「天安門事件以後の中国人権状況の変容とその政策過程」『国際政治』145号、2006年、76頁。
  - 24 たとえば、以下の酷刑の禁止に関する国内法の修正を参照。邵沙平・周文「論『禁止酷刑公約』在中国的実施」黄列・威廉・莎巴斯主編『中国人権年刊』第1巻2003、北京、社会科学文献出版社、2003年。
  - 25 たとえば、徐崇温、前掲論文、143頁。
  - 26 『自由時報』2000.6.6.
  - 27 当時のホワイトハウス、議会、企業の行動に関して詳しくは、次を参照。蘇格『美国対華政策与台湾問題』北京、世界知識、1998年、591-606頁。
  - 28 David. M. Lampton, *Same Bed Different Dream: Managing U.S.-China Relations 1989-2000*, Berkeley, Univ. of California Pr., 2001, pp.39-62.

- 29 同様の指摘は次でも見られる。張亜中・孫国祥『美国的中国政策：圍堵、交往、戰略夥伴』台北市、生智、1999年、147-155頁。
- 30 たとえば、1986年の民進党結成後、順に歴代主席となっていく江鵬堅、姚嘉文、黄信介、許信良、施明德、林義雄、謝長廷、陳水扁は「美麗島事件」に直接関わっている。党外の歴史に関しては、次を参照。李筱峰『台湾民主運動四十年』台北市、自立晚報、1988年。
- 31 たとえば、筆者が参加見学した2005年10月22-23日開催の『亜太地区国家人権委員会研討会』（台湾国際法学会・台湾民主基金会主催、台北市）においても、呂副総統は、美麗島事件における20分の演説のために12年の実刑と公民権の終身剥奪を言い渡された体験に言及することで、台湾の人権社会としての成熟過程を強調している。
- 32 台湾各紙、2000.5.20。
- 33 「新政権の外交政策は『人権外交』に重点」『中華週報』1958号、2000.6.15。
- 34 人権外交のこうした目的は以下でも指摘されている。外交部外交年鑑編輯委員会編『中華民國八十九年外交年鑑』台北市、外交部、2000年、58-63頁。
- 35 『中央社』2003.12.4。
- 36 人権保障推動小組の活動内容は、第1回から第11回委員会の議事録による。(http://www.rdec.gov.tw/lp.asp?ctNode=5640&CtUnit=734&BaseDSD=7,http://www.rdec.gov.tw/ct.asp?xItem=13256&ctNode=3455,http://www.rdec.gov.tw/ct.asp?xItem=17254&ctNode=5932, accessed on Sep. 7, 2006)
- 37 「国家人権政策白書」と改名され、2002年2月に発表された。(http://www.rdec.gov.tw/ct.asp?xItem=12837&ctNode=3502, accessed on Jun. 1, 2006)
- 38 『中央社』2005.12.5。
- 39 以下、総統府人権諮問委員会に関する資料は、次を出所とする。総統府人権諮問委員会編『人権立国』台北市、総統府、2006年。
- 40 『中央社』2006.2.20。
- 41 パリ原則は、人権の促進と擁護を担う国内機関に関し、その役割、組織、地位、機能などを規定するもので、1992年3月に国連人権委員会（The Commission on Human Rights）で賛同を得、1993年12月20日に国連総会で決議（A/RES/48/134）された。(http://www.nhri.net/pdf/ParisPrinciples.english.pdf, accessed on May 13, 2006)
- 42 「台湾は人権の促進と保障強化に邁進」『中華週報』1988号、2001.2.8。
- 43 尤美女「亜太国家人権機構論壇之成立背景、架構、功能及其展望—台湾觀點」『亜太地区国家人権委員会研討会』台北市、台湾民主基金会・台湾国際法学会主催、2005年10月22日。
- 44 『中央社』2000.7.10。
- 45 監察院は、公務員に対する弾劾権、糾明権、及び各種国家機関に対する会計監査権を持つ機関で、29名の監察委員は総統が指名後、立法院の同意を経て選定される。しかし、2004年12月20日に陳水扁総統が指名した第4期監察委員の指名リストに対し立法院が異議を表明したため（『中国時報』2004.12.21）、その後も現在（2006年9月）に至るまで、監察委員の選出が凍結されたままであるように、不安定な職能形態を持つことも否定できない。
- 46 『中国時報』2000.10.8。
- 47 『中国時報』2000.9.13、2000.9.14。
- 48 しかし、2002年11月に立法院で行われた審議では、与野党対立のうちにボイコットに会った。『中央社』2002.11.11。
- 49 『中央社』2002.5.29。
- 50 総統府人権諮問委員会編、前掲書、50-56頁。
- 51 『中国時報』2000.5.22。
- 52 『中央社』2001.10.15。
- 53 『中国時報』2003.1.9。
- 54 『中国時報』2003.1.9。
- 55 『中国時報』2002.2.1。
- 56 行政院大陸委員会編『政府大陸政策重要文件』台北市、陸委会、2005年、5頁。
- 57 『中国時報』2003.1.9。
- 58 総統府人権諮問委員会編、前掲書、63-83頁。

- 59 フリーダム・ハウスのウェブサイト“Country Report”より。(http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2005, http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2006&country=7069, accessed on Aug. 1, 2006)
- 60 米華(台)断交後、米台の政府レベルの接触に関し「今日一般的に理解されている慣習」である『台湾ガイドライン』が国務省において記されたことが指摘されている。Kerry Dumbough, *Taiwan-U.S. Political Relations: New Strains and Changes, CRS Report for Congress, Oct. 10, 2006, p.20.* (http://www.taiwansecurity.org/IS/2006/CRS-1006.pdf, accessed on Mar. 19, 2007) しかし、こうしたガイドラインにもかかわらず、1995年の李登輝総統による米国私的訪問の例(反対する国務省に対し、下院上院とも圧倒的多数でビザ発給支持の決議を行い、最後にはクリントン大統領も発給を決定)に見られるよう、時折、例外的な措置がなされていることも事実である。このガイドラインが要約された2001年版“Guidelines on Relations With Taiwan”(内容は、*Taipei Times*, 2006.6.28参照)に対する修正案が2006年に下院を通過しているが、その後上院は通過せず。(Taipei Times, 2006.10.4)
- 61 ヘリテージ財団に関しては、アメリカが「一つの中国」政策を見直すべきだというスタンスから同財団がまとめた次を参考のこと。ジョン J. タシク編『本当に【中国は一つ】なのか』小谷まさ代・近藤明理訳、草思社、2005年。
- 62 「ニューヨークとパナマで元首外交」『台北週報』2120号、2003.11.20。
- 63 『中央社』2002.9.8。
- 64 外交部外交年鑑編輯委員会編『中華民國九十年外交年鑑』台北市、外交部、2001年、69-70頁。また、2005年6月16日に外交部にて行った筆者のインタビューにおいても、外交部研究設計部顔建發副主任は、具体的な外交目的として、まずWHAへのオブザーバー参加を挙げている。
- 65 「WHO加盟問題、日米の支持に感謝」『台湾週報』2144号、2004.5.27。
- 66 『中国時報』2004.5.16。
- 67 『中国時報』2004.5.16。
- 68 米国議会内の台湾の友好組織として、2002年4月9日に下院台湾コーカス(Congressional Taiwan Caucus)が、2003年9月17日に上院台湾コーカス(Senate Taiwan Caucus)が成立したことは、外交上の大きな進歩と言えよう。(http://www.fapa.org/TaiwanCaucus/, accessed on Mar 28, 2007) しかし、その際、人権外交がどの程度奏功したのかに関しては研究の余地が残る。
- 69 Rein Mullerson, *Human Rights Diplomacy*, London and New York, Routledge, 1997, p.35.
- 70 2006年5月25日に尤美女弁護士事務所にて行った総統府人権諮問委員会委員尤美女弁護士へのインタビューより。
- 71 陳水扁「最有意義の献禮」総統府人権諮問委員会編、前掲書、9頁。
- 72 前掲「中華民國(各年)外交年鑑」の中華民國89年(2000年)版と90年(2001年)版においては、主な外交政策として「人権外交」が挙げられているのに対し、91年(2002年)版になると「国会外交」と「民主外交と人道援助」が、92年(2003年)版においては「民主人権外交」として「台湾民主基金会」の設立と「民主太平洋大会」開催が挙げられている。また、93年(2004年)版においてはNGOを通じた民間外交の一つとして人権民主外交に触れられているに過ぎない。
- 73 「台湾が進める憲政改革の意義について」『台湾週報』第27週号、2005.6.28。
- 74 本稿は、政府側の見解(前掲の外交部研究設計部顔建發副主任、高英茂外交部政務次長)に対する人権NGO側の見解として、2005年6月23日台湾人権促進会事務所にて台湾人権促進会呉佳臻秘書長へのインタビューを行った。政府側が、新たな民間外交として人権民主外交に意欲的な期待を示すのに対し、同NGOの目下の目標は死刑廃止であり、人権外交や人権政策に関しては比較的批判的であった。しかし、政府からの人権民主NGOへの助成によりNGO活動が活性化されるようになったことは評価している。

## (附記)

本稿作成にあたり、財団法人「台湾民主基金会」より研究助成金を賜りました。記して深甚なる謝意を表します。また、草稿の加筆修正にあたり、査読の先生方より多くの貴重なコメントやご指摘を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。